

議案第57号

福島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件

本議案を、地方自治法第112条第1項及び福島市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和8年3月13日

福島市議会議長 白川敏明様

提出者
福島市議会議員

小松良行
真田広志
高木克尚
後藤善次
村山国子

(別紙)

福島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

福島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>上下水道事業管理者</u>、消防長若しくは財産区、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>、消防長若しくは財産区、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

上下水道局のすべての事業を公営企業化することから所要の改正を行うものである。